

## 熊谷市木造住宅無料簡易耐震診断実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震に対する木造住宅の耐力を確認し、安全な住宅の整備を促進するため、木造住宅の無料簡易耐震診断の実施に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「無料簡易耐震診断」とは、電子計算機のソフトウェアにより市が行う地震に対する簡易耐震診断をいう。

(無料簡易耐震診断の実施要件)

第3条 無料簡易耐震診断を受けることができる者は、市内に住所を有する者であって、次に掲げる要件を備える木造住宅を所有し、かつ、当該木造住宅に居住しているものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に新築、増築又は改築の工事に着手した一戸建住宅又は併用住宅であること
- (2) 地上2階建以下の住宅であって、在来工法により建築されたものであること

(申請者の要件)

第4条 無料簡易耐震診断を申請することができる者は、前条の要件を備える者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた者は、無料簡易耐震診断を申請することができる。

(無料簡易耐震診断の申請)

第5条 前条に規定する者が無料簡易耐震診断を申請するときは、木造住宅無料簡易耐震診断申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならないものとし、その提出部数は1部とする。

- (1) 昭和56年5月31日以前の建築確認通知書及びその添付図書(平

面図で筋かいが記載されているもの)の写し

(2) 運転免許証、健康保険証等の身分を証明する書類の写し

(3) その他市長が必要と認めたもの

(無料簡易耐震診断の申請の受理及び実施)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な事項を審査し、受理するか否かを決定するとともに、当該申請を受理した場合には、木造住宅無料簡易耐震診断受付簿(様式第2号)に記載するとともに、速やかに無料簡易耐震診断を実施しなければならない。

(無料簡易耐震診断結果報告)

第7条 市長は、無料簡易耐震診断が終了したときは、速やかに木造住宅無料簡易耐震診断結果報告書(様式第3号)により当該無料簡易耐震診断の結果を第5条の規定により申請した者に報告しなければならない。

(無料簡易耐震診断実施者への指導及び助言)

第8条 市長は、前条の木造住宅無料簡易耐震診断結果報告書の内容を無料簡易耐震診断実施者に指導し、及び助言することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、告示(甲)による熊谷市木造住宅無料簡易耐震診断実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和8年3月31日に限り、その効力を失う。